別紙1

平成19年度事務事業評価調書（継続用）

北広島市

整理番号	20-7	事務事業名	私立認可保育園運営費支弁事業	作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線801
事務区分	□自治事務　■法定受託事務	部長職名	高田信夫	課長職名	八町史郎	作成日	平成19年6月
事務事業開始年度	S55～	根拠法令等	児童福祉法第51条				
〃 終了予定年度							

1 計 画 （プラン）

上位施策との関連（総合計画での位置付け）	章	安全で安心できるまち	（第 1 章）
	節	児童福祉	（第 3 節）
	施策	子育て支援の充実	（第 1 施策）
目的（ここから成果指標を導きます）	対象（誰、又は何を）	私立認可保育園4園（西の里・はだかんぼ・大曲いちい・大地太陽森の家）	
	意図（何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか）	民間法人が保育の実施義務（児童福祉法24条）のある市町村に代わって認可保育施設を運営するための法定補助（基準額の1／2国・1／4道・1／4市）	
手段（ここから活動指標を導きます）	市が行った（行う）事務事業の具体的な実施内容（※団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載）	18年度まで	私立認可保育園運営費補助金交付4園（西の里・はだかんぼ・大曲いちい・大地太陽森の家） H15年度私立保育園毎月初日延べ児童数　2,170名～市7全園7,116名　30．5% H16年度私立保育園毎月初日延べ児童数　2,298名～市7全園7,277名　31．6% H17年度私立保育園毎月初日延べ児童数　2,298名～市7全園7,277名　31．6% H18年度私立保育園毎月初日延べ児童数　2,669名～市8全園7,745名　34．4% 乳児保育・障害児保育・地域活動事業（全園）、地域子育て支援センター（大曲いちい）、延長保育（はだかんぼ・大曲いちい）
		19年度	私立認可保育園毎月初日児童数見込2,500名～市8全園7,140名　35．0%

2 実 施 （ドゥ）

【事業費の推移】

（単位：千円）

	区　分	17年度（決算）	18年度（決算）	19年度（予算）	20年度（予定）
直接事業費	国支出金	55,671	70,322	78,965	120,000
	道支出金	27,835	35,161	39,482	59,000
	地方債				
	その他特財	53,458	57,746	62,177	82,000
	一般財源	64,157	71,612	70,060	90,000
	①合　計	201,121	234,841	250,684	351,000
人件費（概算）	②人　数（年間）	0.15	0.15	0.15	0.15
	③1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	④＝②×③	1,350	1,350	1,350	1,350
総事業費 ①＋④		202,471	236,191	252,034	352,350

【事務事業を評価する指標（ものさし）】

	指標名	単位	指標値 17年度	18年度	19年度（目標）	20年度（目標）
活動指標（事務事業の活動量や実績）	毎月初日入所児童数計	人	2,379	2,669	2,500	3,820
成果指標（目的の達成度を測るものさし）	成果指標①　定員に対する入所率 初日児童数計／施設定員合計 （平成18年度までの施設定員計195 平成20年度より295名）	%	120.15	1,140.00	106.80	106.80
	成果指標②　1人1月の支弁経費 総事業費／毎月初日入所児童数	千円	85	88	100	92

整理番号	20-7

3 評 価 （チェック）

チェック項目		評点	選択理由、説明等
妥当性	・市民や社会の要求に合致しているか。 ・上位施策を達成するために必要な事務事業か（目的妥当性の度合） ・行政が関与しなければならない事務事業か(公共性・公益性の度合）	4	国の定める基準により実施し、私立保育園の安定経営に寄与している。
有効性	・成果指標値から見て、目標の達成度はどの程度か（達成度合） ・目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段有効度合）	3	私立保育園4園については、すべて定員を超える入所状況にある。
効率性	・投入した予算や人員に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・効率的な方法で実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか）	3	継続して定員超の状況にある保育所については、保育単価の問題があることから定員変更について検討する必要がある。
公平性	・受益者負担は適正か ・当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか。	4	市が定める徴収基準額による負担をしている。
評点区分	4 適切（十分） 3 概ね適切（十分） 2 改善の余地がある 1 不適切（不十分） － 該当な		

法律で実施が義務付けられている事務事業か	□有 ■無

民間活力の活用性評価（事業担当部局が評価）		
	□	民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。
	■	民間等での実施または市民等との協働が可能である。
	□	民間等で実施または協働して取り組むべきである。
	□	現在一部民間等で実施している。または市民等と協働して実施している。

4 総合判定と今後の方向性（アクション）

【外部評価】	
外部評価委員会の総合判定	□拡大重点化 □現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 □終了
今後の方向性	

【1次評価】	今後の方向性（課題と解決方法等）
事務事業担当部局の総合判定	
□拡大重点化 ■現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 □終了	円滑な保育を実施するため、国基準による運営費を支弁する。

【2次評価】	今後の方向性
行財政構造改革推進本部の総合判定	
□拡大重点化 ■現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 □終了	1次評価のとおり

[※参考]	判 定	今後の方向性
前年度の2次評価	現状維持	国の制度に基づき実施する。